

消第 1374 号
平成23年9月26日

佐賀県高圧ガス安全協会長 様

佐賀県統括本部消防防災課長

高圧ガス容器の適正管理について（通知）

県の保安行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、高圧ガス容器（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第41条に規定する容器で、内容積1リットル以上の容器をいう。以下同じ。）を使用して高圧ガスを消費する事業所において、高圧ガス容器の放置又は長期間の留置による容器の外表面腐食等を原因とする破裂事故が発生しております。

このため県では、高圧ガス容器の放置及び長期間留置による災害の発生を防止するため、「佐賀県高圧ガス容器適正管理指針」を策定し、関係事業者等に周知することとしました。

つきましては、貴協会から貴協会会員事業所に対し、別添「佐賀県高圧ガス容器適正管理指針」に基づき、高圧ガス容器の適正管理に当たるよう周知及び指導をお願いします。

■ 添付書類

「佐賀県高圧ガス容器適正管理指針」

担 当：保安担当 藤田
T E L：0952-25-7027
F A X：0952-25-7262

佐賀県高圧ガス容器適正管理指針

1 目的

この指針は、高圧ガス容器の放置及び長期滞留を防止するとともに放置等された高圧ガス容器を迅速、適正に処理することにより、放置容器等による災害の発生を防止することを目的とする。

2 適用範囲

この指針は、高圧ガス容器（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第41条に規定する容器で、内容積1リットル以上の容器をいう。以下同じ。）により高圧ガスの販売又は消費を行う者について適用する。

3 高圧ガス販売事業者のとるべき措置

- ① 高圧ガス容器の受入れ及び引渡し台帳を備え、常に高圧ガス容器の管理を行うこと。
- ② 使用済みの高圧ガス容器の回収は迅速に行うこととし、高圧ガス消費事業者から依頼があり、ガス名及び所有者を特定できる場合にあっては、自社取扱い容器以外の容器であっても回収すること。この場合、回収した自社取扱い容器以外の容器は、所有者に返却する措置をとり、返却ができない場合は、高圧ガス関係団体等へ連絡すること。
- ③ 高圧ガス容器は原則として貸与することとし、また、常に容器所有者を明確に識別できるようにすること。
- ④ 残ガスのある容器であっても引渡し後、原則として1年以上継続して高圧ガス消費事業所に留置しないこと。
- ⑤ 高圧ガス容器の外面腐食が懸念される高圧ガス消費事業所には、高圧ガス容器の貯蔵方法及び取扱方法について周知を行うこと。
- ⑥ 従業員に対して、1年間を通じて2回以上高圧ガスの保安に関する教育を実施すること。

4 高圧ガス消費事業者のとるべき措置

- ① 事業所には、高圧ガス容器管理台帳を備え、常に高圧ガス容器の受払い状況等を管理すること。
- ② 事業所には、高圧ガスに関する保安管理組織を設けて高圧ガス容器管理責任者を置くこと。
- ③ 高圧ガス容器は一定の場所で管理し、毎日作業開始時及び作業終了時に高圧

ガス容器管理責任者が管理状況を確認すること。

④ 使用済みの高圧ガス容器（自己所有容器を除く。以下同じ。）は、直ちに高圧ガス販売事業者に返却すること。

また、残ガスのある容器であっても容器設置後、原則として1年以上継続して留置しないこととし、高圧ガス販売事業者の行う容器の回収に速やかに応ずること。

⑤ 事業所では、湿気、水滴等の付着による高圧ガス容器の外面腐食が進行しやすい環境に保管しないこと。

⑥ 高圧ガスを取り扱う従業員（高圧ガス容器管理責任者を含む。）に対して、1年間を通じて1回以上高圧ガス保安に関する教育を実施すること。

5 その他

この指針は、平成23年10月1日から施行する。